



高い医療費を支払ったときは 高額療養費制度があります。



同一月(1日～月末)にかかった
医療費の自己負担額※が
高額になった場合には
協会けんぽに申請書を提出することで
一定額を超えた分が払い戻されるです

※ 保険適用分に限りです

高額療養費申請の流れ

被保険者・被扶養者



2 高額療養費
支給申請書の提出

3 払い戻し※

協会けんぽ
支部

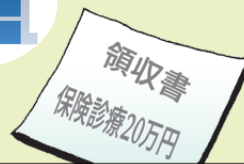


1 医療費の支払い
(自己負担額)

医療機関



※ 払い戻しは
診療月から3ヶ月以上かかります



さらに



A病院
60,000円



B病院
30,000円

自己負担額は
世帯※で合算できる場合があります
その合算額が
一定額を超えた場合にも
払い戻しが受けられます

※ 合算には条件があります(ポイント参照)

健康保険って
いるんなところで
役立つんだなあ

高額療養費制度
兄さんにも
教えてあげよう!



けんぽナビちゃんの

ここがポイント!



高額な医療費を支払ったときは、

申請により**高額療養費で払い戻しが受けられます!**

同月の自己負担限度額※を超えた分が、あとから払い戻される制度です。協会けんぽに高額療養費支給申請書をご提出ください。

※ 被保険者の標準報酬月額等により5段階に分かれています。



自己負担額は、**世帯**(協会けんぽの被保険者とその被扶養者)で合算できる場合があります!

70歳未満の方の場合、自己負担額が21,000円以上であれば合算できます。

70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。

詳しくは、協会けんぽのwebサイトをご覧ください。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

お問い合わせ・ご相談は

059-225-3314

受付時間 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始を除く)



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル